

【令和８年度第１回印西市地域密着型サービス運営協議会 会議次第】

令和８年６月２４日（水）午後２時１５分
印西市役所庁舎別館 農業委員会会議室

１ 開 会

２ 会長あいさつ

３ 議 題

（１）小規模多機能型居宅介護事業所の指定について

（２）その他

４ その他

５ 閉 会

議題 小規模多機能型居宅介護事業所の指定について

事業所の概要

申請者	株式会社同友会ハートアンドハート 代表取締役 長谷川 大矩
事業所名称	あゆみケアハウス
所在地	印西市大森 7 7 7 番地 3
指定予定年月日	令和 8 年 1 0 月 1 日
登録定員	2 9 名
通いサービス	1 8 名
宿泊サービス	7 名
その他	現運営法人から申請者への事業譲渡による新規指定。 本指定に伴い、現運営法人は令和 8 年 9 月 3 0 日廃止 予定。

添付書類

- 1 運営規程
- 2 重要事項説明書
- 3 平面図及び写真
- 4 指定基準

【指定小規模多機能型居宅介護事業所あゆみケアハウス運営規程】

(事業の目的)

第1条

株式会社同友会ハートアンドハートが運営するあゆみケアハウス(以下「事業所」という。)が行う指定小規模多機能型居宅介護事業(以下「事業」という。)は要介護者の居宅及び事業所において、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じその居宅において自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とする。

(運営の方針)

第2条

事業所の職員は、通いを中心として、要介護者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせ、サービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するよう努めるものとする。

- 2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、地域の保健・医療・福祉サービスの提供主体との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 あゆみケアハウス
- 二 所在地 千葉県印西市大森777番地3

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、当事業所の従業者及び業務の管理を、一元的に行い、本規程を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

- (2) 介護支援専門員 1名

利用者及び家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所利用者の小規模多機能型居宅介護計画の作成の取りまとめ、地域の包括支援センターや医療や福祉サービス関係機関との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員 利用者数 3 人に対し 1 人以上
- (4) 看護職員 1 名
- (5) 事務職員 必要に応じて配置する。

2 業務の状況に応じて、職員は増減する。

(営業日及び営業時間等)

第 5 条

当事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 1 年を通じて毎日営業する(休業日は設けない)
- 二 営業時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 三 サービス提供基本時間
 - ア 通いサービス 午前 9 時から午後 4 時まで
 - イ 宿泊サービス 午後 4 時から午前 9 時まで
 - ウ 訪問サービス 24 時間体制

(登録定員及び利用定員)

第 6 条

当事業所における利用定員は次のとおりとする。

- 一 登録定員 29 名
- 二 通いサービス 18 名
- 三 宿泊サービス 7 名

(通常の事業の実施地域)

第 7 条

通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。

印西市全城

(小規模多機能型居宅介護計画の作成)

第 8 条

事業所の介護支援専門員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供の開始に当たり、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、他の従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した小規模多機能型居宅介護計画を作成する。

2 指定小規模多機能型居宅介護の提供にあたっては、以下の点に留意して行う。

- 一 地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、次条第 1 項に掲げるサービスを柔軟に組み合わせることとする。

- 二 利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるよう配慮する。
- 三 小規模多機能型居宅介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うこととする。
- 四 登録者が通いサービスを利用していない日においては、可能な限り、訪問サービスの提供、電話連絡による見守り等を行う等登録者の居宅における生活を支えるために適切なサービスを提供することとする。

(指定小規模多機能型居宅介護の内容)

第9条

指定小規模多機能型居宅介護の内容は、次のとおりとする。

- 一 通いサービス 事業所において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 二 宿泊サービス 事業所に宿泊していただき、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
 - 三 訪問サービス 利用者の居宅において、食事や入浴、排せつ等の日常生活上の世話や機能訓練を行う。
- 2 サービスの提供に当たっては、小規模多機能型居宅介護計画を基本としつつ、利用者の日々の様態、希望等を動案し、適時切に通いサービス、訪問サービス及び宿泊サービスを組み合わせた介護を行う。

(指定小規模多機能型居宅介護の利用料)

第10条

指定小規模多機能型居宅介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当談指定小規模多機能型居宅介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合により、その1～3割の額とする。ただし、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- 一 食事代、宿泊費
 - 二 おむつ代 実費
 - 三 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定小規模多機能型居宅介護に要した交通費及び送迎にかかる費用は、その実費を徴収する。
 - 四 前各号に掲げるもののほか、指定小規模多機能型居宅介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、その利用者が負担することが適当と認められる費用について、実費を徴収する。
- 2 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 11 条

サービスの提供に当たっては、利用者に以下の点に留意していただくものとする。

- 一 サービス提供前に健康チェックを行い、結果によっては、入浴サービス等を中止する
場合があること。
- 二 利用日に欠席をする場合には前日 17 時までに事業所に連絡をしていただくこと。
- 三 サービス提供上、他の利用者の方に迷惑となる行為等が見られた場合、利用の中止を
していただくことがあること。

(緊急時等における対応方法)

第 12 条

事業所の職員は、指定小規模多機能型居宅介護の提供中に、利用者の心身の状況に異常、
その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、
管理者に報告しなければならない。

- 2 主治医との連絡及び指示が得られなかった場合には事業所が定めた協力医療機関へ連絡
するとともに受診等の適切な処置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第 13 条

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに
市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき
事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 当事業所は、前項の損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

(苦情処理)

第 14 条

当事業所は、自ら提供した指定小規模多機能型居宅介護に対する利用者及びその家族か
らの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査
を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(非常災害対策)

第 15 条

指定小規模多機能型居宅介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合には、職員は
利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及

び協力機関等との連携方法を確認し、非常災害時には避難等の指揮を執る。

2 非常災害に備え、年2回以上の避難新練を行う。

(運営推進会議)

第16条

当事業所の行う指定小規模多機能型居宅介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者及び小規模多機能型居宅介護についての知見を有する者とする。

3 運営推進会議の開催はおおむね2月に1回以上とする。

4 運営推進会議は通いサービス、宿泊サービスの提供回数等の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聴く機会とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第17条

事業所は、利用者の人権を尊重し、いかなる虐待も防止するため、次の措置を講じるものとする。

1 虐待防止に関する基本的な考え方

事業所は、高齢者虐待防止法の趣旨を踏まえ、身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待および介護放棄（ネグレクト）のいずれについても発生させない体制の構築を行う。

2 虐待防止委員会の設置

事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待の未然防止、早期発見および再発防止について協議するものとする。

3 虐待防止のための指針の整備

事業所は、虐待防止のための指針を整備し、職員に周知するとともに、必要に応じて見直しを行う。

4 職員に対する研修の実施

事業所は、全ての職員に対し、虐待防止に関する研修を定期的の実施し、知識および理解の向上を図るものとする。

5 相談・報告体制の整備

事業所は、虐待またはその疑いがある事案を早期に把握するため、職員が相談・報告しやすい体制を整備し、速やかに管理者へ報告するものとする。

6 虐待が発生した場合の対応

虐待が発生または疑われる場合には、速やかに市町村その他関係機関へ通報するとともに、事実確認および再発防止策を講じるものとする。

7 本条に定める内容は、運営規程の概要等の重要事項として、事業所の見やすい場所に掲示または書面により備え付けるとともに、ホームページ等に掲載するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第 18 条 事業所は、利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わないものとする。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- 1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- 2) 身体拘束等の適正化のための委員会を定期的開催すること。
- 3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第 19 条

(事業継続計画 BCP)

一 目的

本事業所は、自然災害、感染症その他の緊急事態が発生した場合においても、利用者の安全を確保し、必要なサービスを継続的に提供するため、事業継続計画（以下「BCP」という）を策定し、これに基づき対応を行う。

二 適用範囲

本条は、本事業所に勤務する全職員、利用者および関係者に適用する。

三 基本方針

- 1 利用者の生命および身体の安全確保を最優先とする。
- 2 可能な限りサービス提供を継続し、困難な場合は代替手段を講じる。
- 3 職員の安全確保と勤務継続体制の維持に努める。
- 4 印西市、消防、医療機関、他介護事業所等の関係機関と連携し、迅速な情報共有を行う。

四 想定するリスク

本事業所は、次の事象を事業継続に影響を及ぼすリスクとして想定する。

- 1 地震、風水害、停電等の自然災害
- 2 新興感染症・季節性感染症の発生
- 3 断水、設備故障、通信障害等のインフラ障害
- 4 職員の大量欠勤（感染症、災害、交通遮断等）
- 5 その他、事業継続に重大な影響を及ぼす事象

五 事業継続体制

- 1 事業所長を BCP 統括責任者とし、緊急時の指揮を行う。

2 副統括責任者および各担当者（情報、利用者支援、物資管理、職員配置等）を定め、役割を明確にする。

3 緊急連絡網を整備し、定期的に更新する。

六 初動対応

緊急事態発生時には、次の手順により初動対応を行う。

1 利用者および職員の安全確認

2 被害状況の把握

3 関係機関（印西市、消防、家族等）への連絡

4 サービス提供可否の判断

5 必要に応じた避難、隔離、代替サービスの実施

七 サービス継続のための措置

1 代替サービスの提供

1) 訪問系サービスへの切替

2) 電話・オンラインによる安否確認

3) 他事業所との連携による支援

2 職員確保

1) 応援職員の確保

2) 業務の優先順位付け

3) 緊急時の勤務シフト編成

3 物資・備蓄

1) 食料、水、衛生用品、感染対策物品の備蓄

2) 発電機、等の災害備品の確保

八 感染症対策に関する事項

1 感染症発生時の行動基準を定める。

1) 感染疑い者の早期発見および隔離

2) 標準予防策および个人防护具（PPE）の適切な使用

3) 動線分離およびゾーニングの実施

4) 利用者および家族への情報提供

5) 職員の健康管理および出勤基準の明確化

2 行政（印西市、保健所等）との連携体制を整備する。

九 訓練および教育

1 年1回以上、災害および感染症を想定したBCP訓練を実施する。

2 新任職員に対し、BCPの内容を説明し、理解を促す。

3 訓練結果を記録し、改善に活かす。

十 計画の見直し

1 BCPは年1回以上、または災害・感染症発生後に見直しを行う。

2 改訂内容は全職員に周知する。

(個人情報の保護)

第 20 条

利用者の個人情報を含む介護予防小規模多機能型居宅介護計画書、各種記録等については関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする

(衛生管理)

第 21 条

介護予防小規模多機能型居宅介護に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど常に衛生管理に留意するものとする。

2 職員へは、研修や勉強会を通じ感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

(記録の整備)

第 22 条

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

2 利用者に対する介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

(その他運営に関する留意事項)

第 23 条

当事業所は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後 1 か月以内

二 継続研修 年 1 回

2 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 当事業所は、職員であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社同友会ハートアンドハートと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日から施行する。

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護
重要事項説明書
＜令和 8 年 10 月 1 日現在＞

1. 事業者の概要

- 名称・法人種別 : 株式会社 同友会ハートアンドハート
代表者役職・氏名 : 代表取締役 長谷川 大矩
定款の目的に定めた事業 :
1. 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業
 2. 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業
 3. 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
 4. 介護保険法に基づく居宅サービス事業
 5. 介護保険法に基づく介護用品の販売・貸与の居宅介護等事業
 6. 介護事業全般に関わるコンサルタント業
 7. 前各号に附帯又は関連する一切の業務

2. 事業所の名称

施設名称	あゆみケアハウス
所在地	千葉県印西市大森 7 7 7 番地 3

3. 事業の目的

この事業所が行う小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業は、要介護者及び要支援者について、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供することにより、利用者の居宅における生活の継続を支援するものである。

4. 運営の方針

- (1) 小規模多機能型居宅介護事業及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業の提供に当たっては、介護支援専門員が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとする。
- (2) 小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業の提供に当たっては、居宅サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

5. 施設の概要

	室数	面積	備考
食堂兼ホール	1	70.54 m ²	
面談室	1	27.69 m ²	
宿泊室	7	11.17 m ²	ベッド 7、布団 7
浴室	1	9.52 m ²	一般浴槽 脱衣室

6. 通常の事業の実施地域

原則として、印西市内とします。

7. 営業日及び営業時間

- (1) 営業日 : 365日
(2) 訪問サービス : 24時間(電話などにより24時間常時受付等が可能な状態とします)
(3) 通いサービス : 9時～16時
※上記はあくまでも標準的な時間帯であり、送迎の所要時間等で前後します。
(4) 宿泊サービス : 16時～9時
※宿泊サービスにおいて、上記宿泊時間以外は、居室としてのご利用はできません。

8. 登録定員

- (1) 登録定員 : 29名
(2) 通いサービスの定員 : 18名
(3) 宿泊サービスの定員 : 7名

9. 従業者の職種、員数及び職務の内容

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職 種	職 務 内 容	常勤	非常勤	計
管 理 者	従業者の管理、業務の実施状況の把握とその管理。サービスの提供。	1		1
介 護 支 援 専 門 員	居宅サービス計画及び小規模多機能型居宅介護計画の作成。	1以上		1
介 護 員	利用者の自立と日常生活の充実に資するよう支援。	1以上	6以上	7
看 護 員	利用者の保健衛生並びに看護業務、介護予防指導。	1		1

※ 「計」は兼務(非専従)を含む。

10. サービスの内容

ケアプランに基づき通いサービスを中心として、訪問サービス、宿泊サービスを提供します。
訪問サービスには、安否確認のための立ち寄りや電話による連絡も含まれます。また、身体介護、家事援助などの区分けや時間の単位枠はありません。

11. サービスの利用料・費用

- (1) 介護保険対象のサービス利用単位【1単位＝10.55円】
介護保険サービス料金(基本単位/月)
要支援1 3,450
要支援2 6,972
要介護1 10,458
要介護2 15,370
要介護3 22,359
要介護4 24,677
要介護5 27,209

※月途中からの登録及びまた登録終了の場合には、日割り計算となります。

- (2) 介護保険対象外の費用
宿泊費(非課税) 2,500円/1日

朝食（非課税） 300 円／1 回
昼食（非課税） 600 円／1 回
夕食（非課税） 500 円／1 回
おやつ（税別） 250 円／1 回
日常生活費（石けん、ペーパー、シャンプー等） 200 円／1 日

介護保険サービスに含まれないもの（別途介護保険外料金）につきましては
詳細をご説明の上、別途ご負担いただきます。

※ 価格・商品等は、変更になることがあります。

※ 上記の他、契約時に必要な健康診断書の費用や買い物サービスの費用などは自己負担となります。

（３）キャンセル料

サービス利用の前日 5 時まで、サービスを中止する旨の連絡がない場合、食事代、おやつ代等を請求いたします。

（４）利用者負担金の支払方法

毎月、当月末日締めで、翌月に請求書を郵送いたします。

お支払い方法は、銀行引き落とし（当月末締めの翌々月一日の引落）を基本とします。

12. サービス利用に関する留意事項

小規模多機能型居宅介護を利用している間は、訪問介護、訪問入浴介護、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、居宅介護支援、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は利用することができません。

※ 訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、福祉用具貸付は、支給限度額内で利用できます。

13. 苦情等申立先

（１）当事業所が提供するサービスの相談窓口

☆「あゆみケアハウス」☆

電話番号：0476-85-8905（受付時間：月～金曜日 9：00～17：00）

担当：管理者

当事業所以外に、下記の相談・苦情窓口でも受け付けています

（２）印西市 高齢者福祉課 電話番号：0476-33-4697

（３）千葉県国民健康保健団体連合会 介護保険課 苦情処理係 電話番号：043-254-7428

14. 緊急時における対応方法

利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

緊急連絡先	
氏	名

	住 所	
	電 話 番 号	
	続 柄	
主治医		
	病院または診療所名	
	医 師 名	
	住 所	
	電 話 番 号	

15. 非常災害対策

- ・防災時の対応： 別途定める「あゆみケアハウス 消防計画」に則り対応を行います。
- ・防災設備： 消火器、自動火災報知機・スプリンクラー・火災通報装置
- ・防災訓練： 年2回
- ・防火責任者： 長谷川 大矩

16. ご利用に関して留意いただく事項

- ・外出： デイサービス、宿泊サービスをご利用中のお一人での外出は、原則としてご遠慮ください。
- ・喫煙： 所定の喫煙コーナーでお願い致します。
- ・設備、器具の利用： 施設内の居室や設備・器具等は、本来の用法に従ってご利用ください。
- ・金銭、貴重品の管理： 原則的に金銭、貴重品の持ち込みはご遠慮ください。紛失、破損等に関しては、当事業所は責任を負いかねますのでご了承ください。

※一切の宗教活動、政治活動、営利活動、その他、利用者やその家族、サービス事業者に対し迷惑になる行為はご遠慮ください。

令和 年 月 日

小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護のご利用に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 株式会社 同友会ハートアンドハート

説明者 あゆみケアハウス

氏 名 印

私は、契約書及び本書面により事業者から小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護について重要事項の説明を受けました。

利用者
住 所

氏 名

印

(身元引受人)

住 所

氏 名

印

(利用者との関係)



二級建築士 千葉県知事登録第17765号 小関 慎二

Day	2017, 6, 9
Scale	1 / 70
No.	2

300 300

300

300

300 300

10
5.5 5.5

あゆみケアハウス

南側立面図

10
5.5 5.5

北側立面図

300

300

300

東側立面図

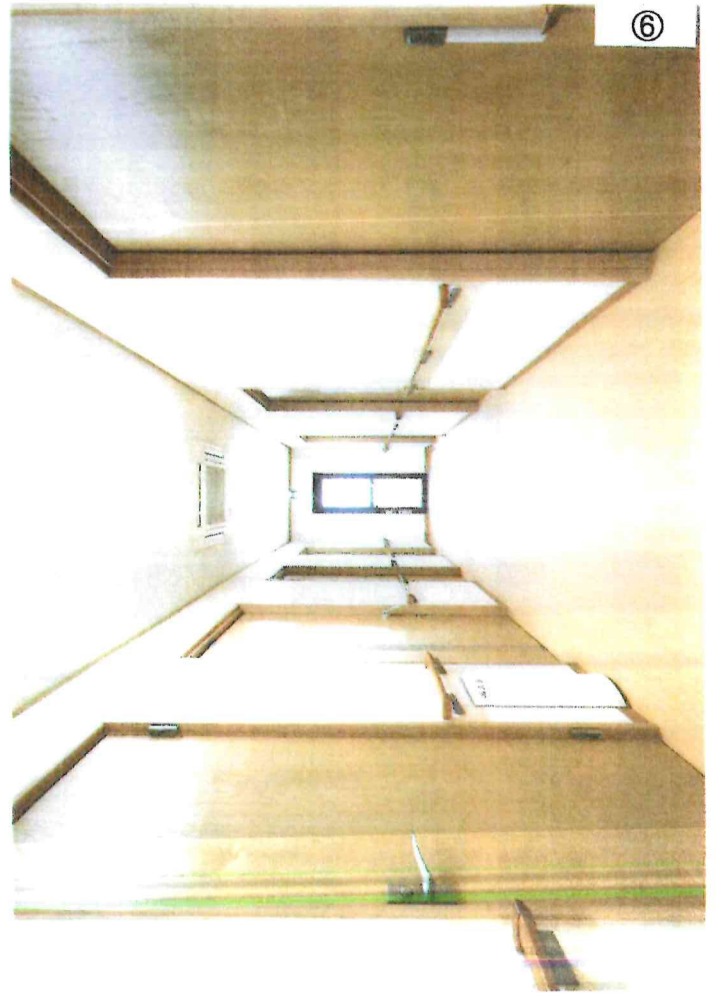
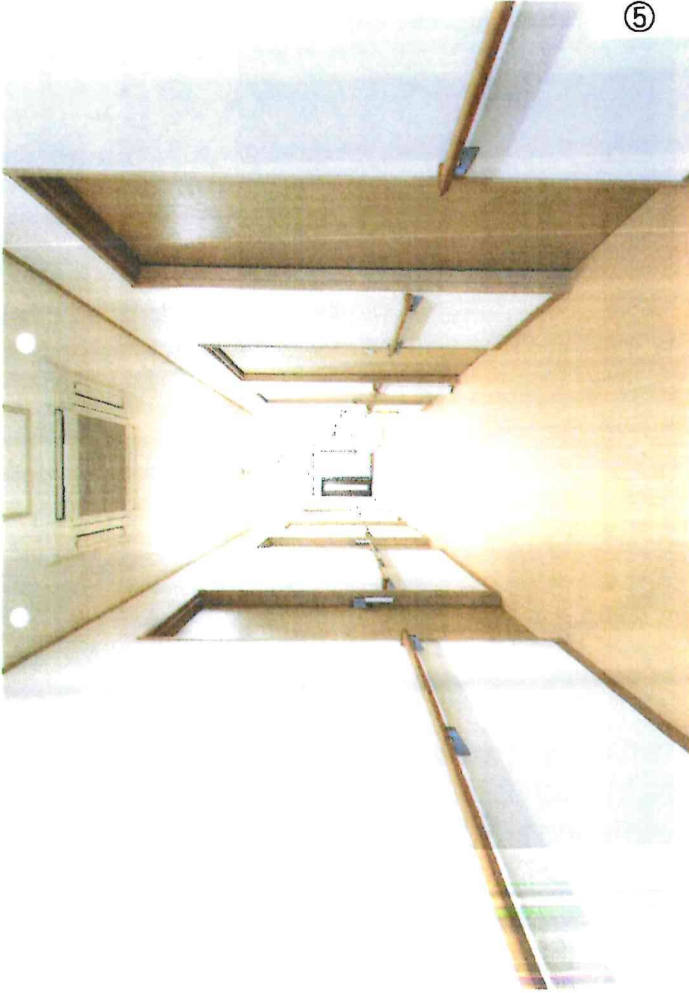
300

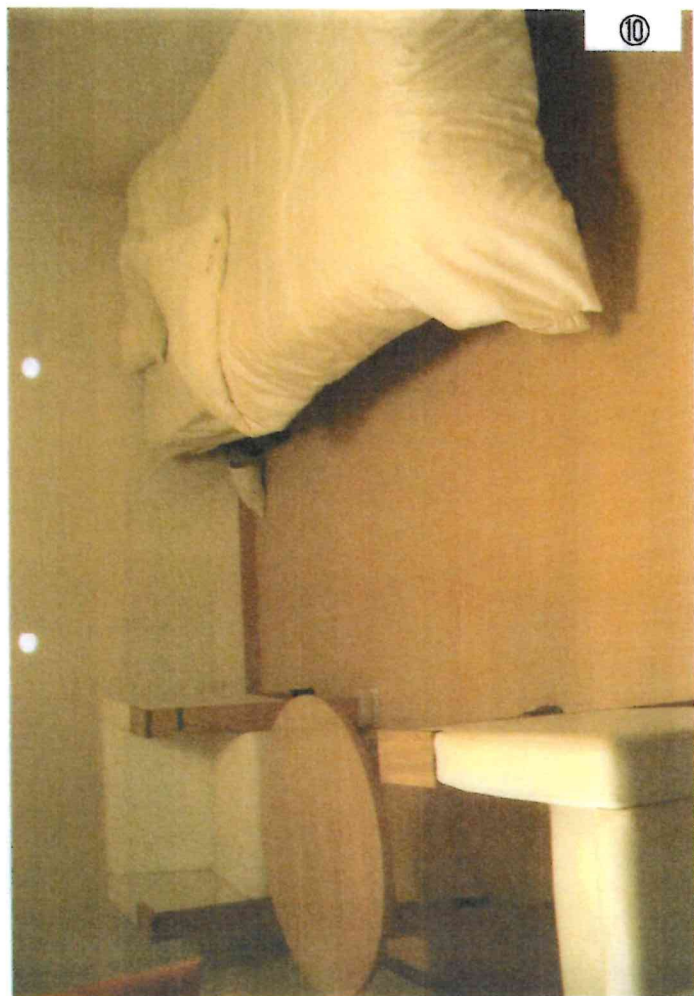
300

300

300







13



14



15



16





■人員基準■

職種	基準	配置	判定
管理者	・原則常勤専従 ・特別養護老人ホーム、グループホーム等の施設・事業所で3年以上認知症高齢者の介護に従事した経験がある - 資格：認知症対応型サービス事業者管理者研修を修了している ※管理業務に支障がない場合は、同一施設の他の職務、同一事業者によって設置された他の事業所の管理者または従業者の兼務可	常勤兼務 従事経験あり 研修修了	○
介護支援専門員	1人以上専従 資格：計画作成担当者研修を修了している ※原則専従だが、小規模多機能内での兼務可	2人兼務 研修修了	○
看護職員	看護師または准看護師1名以上	1名従事	○
介護職員	必要人数 (通い) 利用者3人に1人 (泊り) 1人以上 (訪問) 随時対応(兼務可能)	(通いの平均) 3.58人=4人 この場合の職員必要人数は、通い2人、泊り1人、訪問1人 計4人 [介護従業者10名(常勤兼務1名、非常勤専従5名、非常勤兼務4名)、 常勤換算4.71 (日中勤務時間754/160)]	○

■設備に関する基準■

施設・設備	基準	配置	判定
宿泊室	原則1名1室 床面面積：7.43㎡(4.5帖)	床面面積：11.17㎡(6.75帖)	○
食堂兼 ダイニング	支障がない広さがあれば同一の場所で可 3㎡×利用定員以上	3㎡×18人=54㎡ 70.54㎡	○
静養室	遮蔽物を置くなど、利用者が静養できるよう配慮されているか	適	○
事務室・ 相談室	鍵付きの書庫の設置、相談内容が漏洩しないよう配慮されているか	適	○
消防設備等	消防法等による	適	○

■事業譲渡にあたっての確認事項■

施設・設備	基準	準備	判定
従業員	新法人との雇用契約手続き	説明の上、継続雇用	○
利用者	運営法人の変更について、利用者・家族へ説明し、再契約の準備	説明の上、再契約	○